

IV 参 考

都道府県別交通事故死者数（平成25年中）

区 分	死者数			人 口 (人) (24.10.1)	車両台数 (台) (25.10.31)	道路実延長 (km) (24.4.1)	運転免許人口 (人) (25.12.31)	事 故 率（死者数）			
	多発 順位	前年比 増減数						人 口 10万人 当たり	車 両 1万台 当たり	道 路 100 和 当たり	免許人口 10万人 当たり
北海道	4	184	-16	5,460,000	4,025,724	90,136.9	3,390,324	3.37	0.46	0.20	5.43
青 森	37	48	-11	1,350,000	1,128,487	19,817.6	863,420	3.56	0.43	0.24	5.56
岩 手	25	72	-11	1,303,000	1,167,151	33,231.3	843,957	5.53	0.62	0.22	8.53
宮 城	20	88	24	2,325,000	1,845,632	24,912.1	1,527,419	3.78	0.48	0.35	5.76
秋 田	38	48	6	1,063,000	922,720	23,823.1	691,168	4.52	0.52	0.20	6.94
山 形	44	39	2	1,152,000	1,052,286	16,631.3	779,264	3.39	0.37	0.23	5.00
福 島	22	79	-10	1,962,000	1,793,667	39,017.9	1,306,025	4.03	0.44	0.20	6.05
東 京	8	168	-15	13,230,000	5,094,424	24,124.6	7,646,704	1.27	0.33	0.70	2.20
茨 城	10	163	21	2,943,000	2,766,842	56,153.6	2,054,453	5.54	0.59	0.29	7.93
栃 木	16	101	7	1,992,000	1,868,170	25,183.0	1,399,307	5.07	0.54	0.40	7.22
群 馬	24	73	-33	1,992,000	1,926,425	34,968.7	1,414,669	3.66	0.38	0.21	5.16
埼 玉	6	180	-20	7,212,000	4,469,318	46,876.1	4,618,952	2.50	0.40	0.38	3.90
千 葉	3	186	11	6,195,000	3,957,271	40,370.5	3,970,803	3.00	0.47	0.46	4.68
神奈川	9	168	-11	9,067,000	4,696,110	25,474.8	5,571,029	1.85	0.36	0.66	3.02
新 潟	14	107	0	2,347,000	2,082,887	37,559.2	1,583,377	4.56	0.51	0.28	6.76
山 梨	45	38	-2	852,000	845,927	11,183.4	597,667	4.46	0.45	0.34	6.36
長 野	17	100	3	2,132,000	2,095,648	47,930.5	1,490,465	4.69	0.48	0.21	6.71
静 岡	5	184	29	3,735,000	3,201,502	36,513.8	2,570,712	4.93	0.57	0.50	7.16
富 山	34	53	6	1,082,000	953,544	13,835.1	747,957	4.90	0.56	0.38	7.09
石 川	29	61	17	1,163,000	941,041	13,083.8	774,355	5.25	0.65	0.47	7.88
福 井	32	57	20	799,000	705,540	10,808.9	542,396	7.13	0.81	0.53	10.51
岐 阜	12	125	4	2,061,000	1,781,728	30,611.1	1,421,633	6.07	0.70	0.41	8.79
愛 知	1	219	-16	7,427,000	5,470,355	50,034.0	5,012,839	2.95	0.40	0.44	4.37
三 重	18	94	-1	1,840,000	1,674,903	25,127.5	1,265,516	5.11	0.56	0.37	7.43
滋 賀	23	74	-5	1,415,000	1,149,787	12,400.3	951,092	5.23	0.64	0.60	7.78
京 都	26	70	-36	2,625,000	1,693,165	15,460.4	1,591,400	2.67	0.41	0.45	4.40
大 阪	7	179	-3	8,856,000	4,524,904	19,463.2	5,098,975	2.02	0.40	0.92	3.51
兵 庫	2	187	8	5,571,000	3,548,983	36,298.4	3,474,224	3.36	0.53	0.52	5.38
奈 良	42	42	-7	1,390,000	997,442	12,626.2	908,229	3.02	0.42	0.33	4.62
和歌山	39	47	-3	988,000	939,246	13,508.8	684,607	4.76	0.50	0.35	6.87
鳥 取	47	25	-5	582,000	507,325	8,794.7	385,303	4.30	0.49	0.28	6.49
島 根	46	28	-17	707,000	609,012	18,210.9	464,574	3.96	0.46	0.15	6.03
岡 山	15	107	-5	1,936,000	1,729,427	32,102.1	1,297,391	5.53	0.62	0.33	8.25
広 島	13	116	-9	2,848,000	2,213,305	28,983.2	1,862,428	4.07	0.52	0.40	6.23
山 口	28	65	9	1,431,000	1,194,055	16,568.7	936,704	4.54	0.54	0.39	6.94
徳 島	36	49	17	776,000	694,004	15,078.1	532,438	6.31	0.71	0.32	9.20
香 川	33	55	-26	989,000	901,791	10,262.9	681,415	5.56	0.61	0.54	8.07
愛 媛	27	70	14	1,415,000	1,223,332	18,210.7	940,739	4.95	0.57	0.38	7.44
高 知	43	42	-11	752,000	677,842	13,958.2	494,275	5.59	0.62	0.30	8.50
福 岡	11	145	-16	5,085,000	3,660,558	37,357.1	3,248,603	2.85	0.40	0.39	4.46
佐 賀	41	46	0	843,000	750,399	10,851.2	568,466	5.46	0.61	0.42	8.09
長 崎	40	47	8	1,408,000	1,098,162	18,003.1	866,054	3.34	0.43	0.26	5.43
熊 本	21	82	0	1,807,000	1,561,282	25,852.2	1,198,886	4.54	0.53	0.32	6.84
大 分	30	60	20	1,185,000	1,037,354	18,279.6	782,925	5.06	0.58	0.33	7.66
宮 崎	31	59	9	1,126,000	1,045,886	20,040.0	768,993	5.24	0.56	0.29	7.67
鹿児島	19	91	4	1,690,000	1,553,519	27,132.9	1,129,143	5.38	0.59	0.34	8.06
沖 縄	35	52	12	1,409,000	1,185,373	8,065.3	908,737	3.69	0.44	0.64	5.72
全 国		4,373	-38	127,515,000	90,963,455	1,214,917.1	81,860,012	3.43	0.48	0.36	5.34

注 車両台数は、自動車台数+原動機付自転車台数+小型特殊車台数

都道府県別事故率ワースト順位（死者数）

順位	人口 10 万人 人 当 たり	車 両 1 万 台 当 たり	道 路 実 延 長 100 キロ 当 たり	運 転 免 許 人 口 10 万 人 当 たり				
1	福 井	7.13	福 井	0.81	大 阪	0.92	福 井	10.51
2	徳 島	6.31	徳 島	0.71	東 京	0.70	徳 島	9.20
3	岐 阜	6.07	岐 阜	0.70	神 奈 川	0.66	岐 阜	8.79
4	高 知	5.59	石 川	0.65	沖 縄	0.64	岩 手	8.53
5	香 川	5.56	滋 賀	0.64	滋 賀	0.60	高 知	8.50
6	茨 城	5.54	高 知	0.62	香 川	0.54	岡 山	8.25
7	岡 山	5.53	岡 山	0.62	福 井	0.53	佐 賀	8.09
8	岩 手	5.53	岩 手	0.62	兵 庫	0.52	香 川	8.07
9	佐 賀	5.46	佐 賀	0.61	静 岡	0.50	鹿 児 島	8.06
10	鹿 児 島	5.38	香 川	0.61	石 川	0.47	茨 城	7.93
11	石 川	5.25	茨 城	0.59	千 葉	0.46	石 川	7.88
12	宮 崎	5.24	鹿 児 島	0.59	京 都	0.45	滋 賀	7.78
13	滋 賀	5.23	大 分	0.58	愛 知	0.44	宮 崎	7.67
14	三 重	5.11	静 岡	0.57	佐 賀	0.42	大 分	7.66
15	栃 木	5.07	愛 媛	0.57	岐 阜	0.41	愛 媛	7.44
16	大 分	5.06	宮 崎	0.56	栃 木	0.40	三 重	7.43
17	愛 媛	4.95	三 重	0.56	広 島	0.40	栃 木	7.22
18	静 岡	4.93	富 山	0.56	山 口	0.39	静 岡	7.16
19	富 山	4.90	山 口	0.54	福 岡	0.39	富 山	7.09
20	和 歌 山	4.76	栃 木	0.54	愛 媛	0.38	秋 田	6.94
21	長 野	4.69	兵 庫	0.53	埼 玉	0.38	山 口	6.94
22	新 潟	4.56	熊 本	0.53	富 山	0.38	和 歌 山	6.87
23	山 口	4.54	広 島	0.52	三 重	0.37	熊 本	6.84
24	熊 本	4.54	秋 田	0.52	宮 城	0.35	新 潟	6.76
25	秋 田	4.52	新 潟	0.51	和 歌 山	0.35	長 野	6.71
26	山 梨	4.46	和 歌 山	0.50	山 梨	0.34	鳥 取	6.49
27	鳥 取	4.30	鳥 取	0.49	鹿 児 島	0.34	山 梨	6.36
28	広 島	4.07	長 野	0.48	岡 山	0.33	広 島	6.23
29	福 島	4.03	宮 城	0.48	奈 良	0.33	福 島	6.05
30	島 根	3.96	千 葉	0.47	大 分	0.33	島 根	6.03
31	宮 城	3.78	島 根	0.46	徳 島	0.32	宮 城	5.76
32	沖 縄	3.69	北 海 道	0.46	熊 本	0.32	沖 縄	5.72
33	群 馬	3.66	山 梨	0.45	高 知	0.30	青 森	5.56
34	青 森	3.56	福 島	0.44	宮 崎	0.29	北 海 道	5.43
35	山 形	3.39	沖 縄	0.44	茨 城	0.29	長 崎	5.43
36	北 海 道	3.37	長 崎	0.43	新 潟	0.28	兵 庫	5.38
37	兵 庫	3.36	青 森	0.43	鳥 取	0.28	群 馬	5.16
38	長 崎	3.34	奈 良	0.42	長 崎	0.26	山 形	5.00
39	奈 良	3.02	京 都	0.41	青 森	0.24	千 葉	4.68
40	千 葉	3.00	埼 玉	0.40	山 形	0.23	奈 良	4.62
41	愛 知	2.95	愛 知	0.40	岩 手	0.22	福 岡	4.46
42	福 岡	2.85	福 岡	0.40	群 馬	0.21	京 都	4.40
43	京 都	2.67	大 阪	0.40	長 野	0.21	愛 知	4.37
44	埼 玉	2.50	群 馬	0.38	北 海 道	0.20	埼 玉	3.90
45	大 阪	2.02	山 形	0.37	福 島	0.20	大 阪	3.51
46	神 奈 川	1.85	神 奈 川	0.36	秋 田	0.20	神 奈 川	3.02
47	東 京	1.27	東 京	0.33	島 根	0.15	東 京	2.20
	全 国	3.43	全 国	0.48	全 国	0.36	全 国	5.34

交通安全対策基本法（抜すい）

	昭和45年	6月	1日	法律第110号
改正	昭和46年	6月	2日	法律第98号
	同 50年	7月10日	同 第58号	
	同 58年	12月2日	同 第80号	
	平成11年	7月16日	同 第102号	
	同 11年	12月22日	同 第160号	
	同 18年	5月17日	同 第38号	
	同 23年	8月30日	同 第105号	

（都道府県交通安全計画等）

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前項に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が構すべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

愛知県交通安全対策会議条例

(昭和45年10月16日 愛知県条例第52号)

改正 昭和62年 3月27日 愛知県条例第 8号

平成17年10月21日 愛知県条例第88号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第17条第5項の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 部内の職員のうちから指名される委員の数は10人以内とし、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の数は5人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 対策会議に、特別の事項を審議させるため、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 対策会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日条例第8号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月21日条例第88号)

この条例は、公布の日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。

愛知県交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県交通安全対策会議条例(昭和45年愛知県条例第52号)第6条の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 対策会議は、会長が招集する。

2 対策会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに議案を各委員に通知するとともに、関係資料を送付するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 対策会議においては、会長が議長となる。

4 対策会議は、議長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)並びに委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 対策会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会議に出席することができない委員及び議事に関係のある特別委員は、議案に関し、あらかじめ書面及びその他の方法により意見を述べることができる。

7 委員及び議事に関係のある特別委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選定し、その者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。

(会議の公開等)

第3条 対策会議の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) その他対策会議が非公開とする旨を議決した場合

2 対策会議の傍聴方法等については、別途定める。

(会議録)

第4条 対策会議の会議については、会議録を作成し、出席者のうち議長が指名する者2名が、これに署名押印するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議に付した事項

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認めた事項

3 会議録の保存年限は、5年とする。

(意見聴取)

第5条 会長は必要があると認めるときは、対策会議に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 対策会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

4 幹事会の協議事項は、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、愛知県県民生活部地域安全課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和45年11月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

愛知県交通安全対策会議委員名簿

(平成26年6月)

会 長	愛 知 県 知 事	大 村 秀 章
-----	-----------	---------

<委 員>

機 関 名	職 名	氏 名
中部管区警察局	局 長	平 野 和 春
中部経済産業局	局 長	山 本 雅 史
中部運輸局	局 長	野 俣 光 孝
名古屋地方气象台	台 長	内 田 裕 之
東海総合通信局	局 長	木 村 順 吾
愛知労働局	局 長	新 宅 友 穂
中部地方整備局	局 長	八 鍬 隆
愛知県	副 知 事	吉 本 明 子
	知 事 政 策 局 長	石 原 君 雄
	地 域 振 興 部 長	植 田 昌 也
	県 民 生 活 部 長	寺 澤 義 則
	防 災 局 長	小 林 壯 行
	健 康 福 祉 部 長	伊 藤 輝 明
	産 業 労 働 部 長	小 山 和 久
	建 設 部 長	平 井 雄 二
愛知県教育委員会	教 育 長	野 村 道 朗
愛知県警察本部	本 部 長	木 岡 保 雅
名古屋市	市 長	河 村 た か し
	消 防 長	堀 場 和 夫
愛知県市長会	春 日 井 市 長	伊 藤 太
愛知県町村会	豊 根 村 長	伊 藤 実

<特 別 委 員>

機 関 名	職 名	氏 名
東海旅客鉄道株式会社	取 締 役 専 務 執 行 役 員	工 藤 純 生
中日本高速道路株式会社	名 古 屋 支 社 長	太 田 睦 男
愛知県道路公社	理 事 長	澤 田 弘 二
名古屋高速道路公社	理 事 長	村 上 芳 樹

愛知県交通安全対策会議幹事名簿

(平成26年6月)

機 関 名	職 名	氏 名
中部管区警察局	広域調整第二課長	森 本 善 信
中部経済産業局	総務課長	内 田 了 司
中部運輸局愛知運輸支局	支局長	加 藤 真 二
名古屋地方気象台	防災業務課長	日 吉 純 一
東海総合通信局	総務課長	古 田 和 則
愛知労働局	安全課長	岡 田 眞 治
中部地方整備局	名古屋国道事務所長	島 村 喜 一
愛知県	広報広聴課長	井 上 貴 弘
	交通対策課長	渡 邊 宗 徳
	県民生活課長	伊 藤 康 子
	地域安全課長	稲 熊 邦 保
	学事振興課私学振興室長	藤 林 克 己
	消防保安課長	墨 和 也
	医務国保課長	吉 田 宏
	子育て支援課長	奥 澤 誠 子
	高齢福祉課長	古 田 正 典
	産業振興課	古 澤 誠
	産業科学技術課長	森 田 利 洋
	都市計画課長	横 山 甲 太 郎
	都市整備課長	水 野 貢
	公園緑地課長	風 間 一
	道路維持課長	鈴 木 五 月
	道路建設課長	市 川 和 邦
愛知県警察本部	生涯学習課長	森 繁 雄
	高等学校教育課長	荻 原 哲 哉
	義務教育課長	高 田 和 明
	特別支援教育課長	黒 谷 厚 志
	健康学習課長	鈴 木 裕
	体育スポーツ課長	大 野 芳 樹
愛知県警察本部	交通総務課長	山 田 満
	交通指導課長	伊 達 司
	交通捜査課長	松 本 太 臣
	駐車対策課長	本 多 孝 敏
	交通規制課長	本 田 俊 彦
	運転免許課長	可 児 賢 司
	非行集団対策課長	星 野 理 恭
名古屋市	地域安全推進課長	前 田 行 成
	道路維持課長	平 尾 高 之
	街路計画課長	山 本 寛
	救急課長	矢 野 誠
名古屋市教育委員会	指導室長	金 田 慎 也
東海旅客鉄道株式会社	総務課長	濱 崎 修
	踏切保安担当課長	中 村 英 敏
中日本高速道路株式会社	交通管制チームリーダー	内 田 忠 男
愛知県道路公社	工務課長	中 野 錦 也
名古屋高速道路公社	交通課長	原 田 豊 治